

県南広域振興局長告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年3月25日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 路線名 342号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 一関市巖美町祭時山国有林241林班ろ小班地先内
 - (2) 一関市巖美町須川岳国有林240林班ほ1小班地先内
 - (3) 一関市巖美町須川岳国有林236林班か1小班地先からる4小班地先まで
 - (4) 一関市山目字三反田159番3地先から296番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月25日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - (2) 期間 平成23年3月25日から同年4月25日まで